

2021文議第164号
令和3年6月1日

文京区議会議員 殿

文京区議会議長
海老澤 敬子

請 願 の 付 託 に つ い て

今般受理した請願については、別紙のとおりそれぞれ
所管委員会に付託いたします。

委員会別付託請願一覧

委員会	受理番号	件名
総務区民 (4件)	第1号	場外馬券売り場(後樂園オフト)の撤去を求める請願
	第2号	消費税率5%への引き下げを求める請願
	第3号	最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める請願
	第4号	日本政府に核兵器禁止条約の署名・批准を求める請願
建設 (6件)	第5号	「文京区都市マスタープラン」の見直しに併せ、新型コロナ危機を契機とした新しい都市計画の方向性も盛り込みつつ、文京区としての「まちづくり」の定義を明らかにした上で総合的で一貫性のある整備のあり方を目指す「『文の京』まちづくり基本条例」(仮称)の制定を求める請願
	第6号	区の主なまちづくり関連の条例等において「文京区都市マスタープランの趣旨に整合するよう努めること」と明記することを求める請願
	第7号	「中高層条例」と「ワンルームマンション条例」において、「説明会」の開催や終了に関する規定を事業者にとって分かりやすく、区民にとって理解しやすく、区にとって指導しやすくするよう改めたり、それらの目的を実現しやすくするために両条例に基づく「説明会」に関する「手引書」等を整えたりすることを求める請願
	第8号	地域の区民が自主的に策定した「まちづくり憲章」や「まちづくり協定」等を、区として認定・登録する仕組みを整えるなど、区民の自発的・主体的な「まちづくり」の機運が途切れることなく醸成・促進し、きめ細かく後押しする仕組みを求める請願
	第9号	建設アスベスト被害の全面解決に向けて国に対し意見書の提出を求める請願
	第10号	文京区ゼロカーボンシティ宣言に関する請願
文教 (3件)	第11号	東京独自の少人数学級の実現を求める請願
	第12号	「グリホサート農薬」の入っていない安心安全な学校給食の提供を求める請願
	第13号	LINE株式会社に対して、「18歳未満の子供がLINEを安全に安心して利用できるように環境を整備する事」を要望するように区に働きかけることを求める請願

請 願 文 書 表

受理年月日 及び番号	令和3年5月28日 第1号
件 名	場外馬券売り場（後樂園オフト）の撤去を求める 請願
請 願 者	文京区本駒込五丁目 15 番 12 号 新日本婦人の会文京支部 支部長 小 竹 紘 子
紹 介 議 員	板 倉 美 千 代
請願の要旨	次 頁 の と お り
付託委員会	総務区民委員会

請願理由

文京区は、東京都への後楽園競輪再開に断固反対する要請文の中で、「文京区は、鷗外、一葉、漱石をはじめ多くの文人が住み、作品の舞台となった歴史と文化のまちであり、東大をはじめ多くの学校が所在する教育の町に競輪はふさわしくない」と述べています。私たちは、私たちの住むまちをギャンブルのあるまちとして継続させたくありません。

文京区は、今、子育てしやすい町として、子どもの教育や安全な環境を求めて、若い世代の人口が増えています。場外馬券売り場（後楽園オフト）では大井競馬場を中心に南関東公営競馬すべての馬券を販売しているため、ビルの6階に移動したとはいえ、馬券売り場も広くなり、券売機も50台以上設置されており、大変な混雑で、ギャンブル場特有の雰囲気です。「文の京」の教育と文化、安全で安心なまちづくりにも逆行するものです。

ギャンブルが法で禁じられているのは、それだけ大きな弊害があるからです。

厚生労働省の研究班発表によると「問題は日本のギャンブル依存症の比率が他国と比較して、異常に高いことです」（2017年9月）、と述べています。

勝ったらもっと、負けても負けを取り返すためにまたというギャンブル依存症の人だけでなく、さらにそのまわりで精神的、物理的被害を受けている人は数倍にも及ぶといえます。

現在、新型コロナウイルス感染拡大防止のために公営競馬は無観客で実施され勝ち馬投票券も販売されていません。これを機に、ギャンブル依存症の人だけでなく、さらにそのまわりの人達を苦しめる公営競馬、勝ち馬投票券の販売を中止し、純粹にスポーツとしてのみおこなうことを、「文の京」文京区から提案してください。

コロナ禍のもと、営業を続けられるか、廃業か日々悩み苦しんでいる区民に寄り添い、ギャンブル施設からの収益ではなく、それぞれの生業が持続可能となり、納税もできるように、区も自粛要請だけでなく補償に力を尽くして下さい。

場外馬券売り場の撤去とともに、関係各方面に撤去を働きかけてくださるよう請願致します。

請願事項

- 1 場外馬券売り場（後楽園オフト）を撤去してください。
- 2 中央競馬場外勝馬投票券発売所の撤去を関係各方面へ働きかけてください。

請 願 文 書 表

受理年月日 及び番号	令和3年5月28日 第2号
件 名	消費税率5%への引き下げを求める請願
請 願 者	文京区千石二丁目1番12号 消費税をなくす文京の会 代表 田 中 繁
紹 介 議 員	板 倉 美 千 代
請願の要旨	次 頁 の と お り
付託委員会	総務区民委員会

請願理由

消費税が1989年4月1日に導入されてからの32年間は、国民の負担を増やし、大企業、富裕層を優遇する格差拡大の歩みでした。消費税率が当初の3%から10%に3回も引き上げられる一方、国税と地方税を合わせた法人税率は89年度の51%から2020年度には29.74%まで引き下げられ、所得税の最高税率も下げられました。消費税の税収は導入以来2021年度（予算額）までの累計で417兆円に上ります。その間、1989年度比で法人税収は累計326兆円減り、所得税・住民税の減収は累計287兆円でした。消費税の税収が法人税と所得税・住民税の減収の穴埋めに消えたこととなります。消費税が社会保障財源だという菅義偉首相の言い分は国民をあざむくものです。

新型コロナ感染の急拡大による日本経済の激しい落ち込みが浮き彫りになっています。内閣府が発表した2021年1～3月期の国内総生産（GDP速報値）は、物価変動を差し引いた実質で、20年10～12月期に比べて1.3%落ち込みました。年率換算で5.1%の下落です。マイナス成長は20年7～9月期以来、3四半期ぶりです。20年度は、19年度比で4.6%減となり戦後最悪の落ち込みです。コロナ禍で苦境にあえぐ国民の暮らしを支え、日本経済を立て直すための抜本的な対策がいよいよ急務です。

消費税率を5%に戻すことを一刻も早く決断すべきです。コロナ禍で世界56の国・地域が消費税（付加価値税）の減税に踏み切っています。日本でも実施が切実に求められます。

消費税減税は所得の低い人の暮らしを支えるためにも有効な政策です。コロナで生活苦を強いられている国民に恩恵が行き渡ります。コロナ禍で莫大な利益をあげる大企業・大資産家に応分の負担を求めることは、不公平税制をただす上でも重要です。

以上の趣旨から、次のことを請願します。

請願事項

- 1 消費税率を5%へ引き下げることが国に求めてください。

請 願 文 書 表

受理年月日 及び番号	令和3年5月28日 第3号
件 名	最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める請願
請 願 者	文京区小石川二丁目21番8号 文京春闘共闘会議 議長 大 谷 昇
紹介議員	海 津 敦 子 板 倉 美千代
請願の要旨	次 頁 の と お り
付託委員会	総務区民委員会

請願理由

日本の最低賃金は、地域別最低賃金と特定最低賃金となっています。多くの労働者に影響するのは、都道府県ごとに4つのランクに分けられた地域別最低賃金ですが、2020年（令和2年）の改定では、最高額は東京都の1,013円、最低額は7県で792円です。これらの時給では毎日フルタイムで働いても月11万円～15万円の手取りにしかならず、憲法が保障する“健康で文化的な最低限度の生活”はできません。

しかも、地域間格差が221円と大きく、地方から都市部へ労働力流出の原因となり、地方の人口減少を加速させ、高齢化と地域経済の疲弊を招いています。経済を再生させるうえで、最低賃金を全国一律に是正することと抜本的に引上げることは、必要不可欠な経済対策です。

全労連と労働総研が行った最低生計費調査によれば、健康で文化的な生活をするうえで必要な生計費に、地域による大きな格差は認められませんでした。これは、都市部の物価高、特に家賃と、地方で必須となる自家用車の維持費がほぼ同額となっている事によります。また若者が自立した生活に必要な生計費は、月に22万円～24万円（税込み）が必要との結果が出ています。これは月150時間の労働時間で換算すると時給1,500円前後にあたります。世界各国の制度と比較すると、日本の最低賃金は、OECD諸国で最低水準です。また、ほとんどの国が全国一律制で、地域別はカナダ、中国などの超大国が採用しています。

最低賃金を引き上げるためには、中小・零細企業への助成や融資、仕事起こしや単価改善につながる施策の拡充が必要です。現行の「業務改善助成金事業」は高度な生産性向上の施設導入が求められるなど利用しづらく、毎年予算を残す状態で不評です。ヨーロッパ諸国や韓国等で行われているような社会保険料の減免など大胆な助成が不可欠です。

公正取引の観点からも、大企業が適正な単価によって、下請け企業の利益と労働者の賃金水準を保障することが必要です。労働者・国民の購買力を引き上げることで、地域の中小商店・零細企業の営業が改善されます。このような地域循環型経済の確立が求められています。

今回の請願にあたって、特に最低賃金を全国一律制に改めること、そのための中小企業への支援を求めることの2点に絞りました。その理由は、コロナ禍にあって、最低賃金の地域間格差を解消することが緊急課題であると、広く各界が求めるようになってきたからです。

とくに、全国知事会が全国一律化を提言しているのを始め、日弁連は5月に「全国一律最低賃金制度を実現すべきである」との会長声明を発表し、また経団連からは中西宏明元会長らが「地方の最低賃金のボトムアップ」と政府に意見書を上げ、自民党の最賃議連が全国一律化と低ランク地域の大幅引き上げを提言しました。これを受けて、今年の中央最低賃金審議会では、地域間格差を生み出すランク制度について「目安制度の在り方」の検討を始めました。

文京区議会にこの請願を採択していただくことは、現在の最低賃金額が最も高い地域の議会から出されたという意味で極めて影響力があり、最低賃金法改正に進むための先進的な取り組みになると考えております。

以上の理由により貴議会におかれましては、下記の請願を採択され、政府ならびに関係省庁に対して要望書を提出していただくようお願いいたします。

請願事項

- 1 最低賃金の地域間格差をなくし全国一律の制度とするため、最低賃金法の改正を行うこと。
- 2 最低賃金の引き上げが進むよう、中小企業への経営支援を拡充すること。

請 願 文 書 表

受理年月日 及び番号	令和3年5月28日 第4号
件 名	日本政府に核兵器禁止条約の署名・批准を求める 請願
請 願 者	文京区本駒込五丁目15番12号 新日本婦人の会文京支部 支部長 小 竹 紘 子
紹 介 議 員	板 倉 美 千 代
請願の要旨	次 頁 の と お り
付託委員会	総務区民委員会

請願理由

広島と長崎にアメリカの原子爆弾が投下されてから72年を経た2017年7月7日、国連で歴史的な核兵器禁止条約が採択されました。

条約は、核兵器は壊滅的な結末をもたらす非人道的な兵器であり、国連憲章、国際法、国際人道法に反するものであると断罪し、社会的に存在してはならないものとして「悪の烙印」を押しました。核兵器は今や道徳に反するだけでなく、歴史上初めて国際条約によって違法なものとなりました。

条約は、開発、生産、実験、製造、取得、保有、貯蔵、使用とその威嚇にいたるまで、核兵器に関わるあらゆる活動を禁止し、「抜け穴」を許さないものとなっています。また、核保有国の条約への参加の道を規定するなど核兵器完全廃絶への枠組みを示すと同時に、被爆者や核実験被害者への援助をおこなう責任も明記され、被爆国、被害国の国民の切なる願いにこたえる内容となっています。

このように、核兵器禁止条約は、被爆者とともに私たち日本国民が長年にわたり熱望してきた核兵器完全廃絶につながる画期的なものです。

2017年9月20日に核兵器禁止条約への署名・批准が開始されて以降、国際政治でも各国でも、前向きな変化が生まれています。条約署名国はアジア、ヨーロッパ、中南米、アフリカ、太平洋諸国の86ヵ国、批准国は2020年10月24日、国連創設デーであり国連軍縮週間の初日に、50ヵ国に達しました。これにより、核兵器禁止条約は2021年1月22日に発効しました。

アメリカの「核の傘」に安全保障を委ねている日本政府は、核兵器禁止条約に背を向け続けています。こうした態度をただちに改め、「唯一の戦争被爆国」として核兵器全面禁止・廃絶のために真剣に努力する証として、核兵器禁止条約に署名・批准することを日本政府に求めるよう請願いたします。

請願事項

- 1 日本政府は、2017年7月7日国連で採択され、2021年1月22日に発効した核兵器禁止条約に直ちに署名・批准し、唯一の戦争被爆国として核兵器全面禁止・廃絶の責務を果たすよう、総理大臣・外務大臣あてに強く要請請願してください。

請 願 文 書 表	
受理年月日 及び番号	令和3年5月28日 第5号
件 名	「文京区都市マスタープラン」の見直しに併せ、新型コロナウイルス危機を契機とした新しい都市計画の方向性も盛り込みつつ、文京区としての「まちづくり」の定義を明らかにした上で総合的で一貫性のある整備のあり方を目指す「『文の京』まちづくり基本条例」（仮称）の制定を求める請願
請 願 者	文京区千石四丁目 35 番 16 号 みんなでみんなのまちづくり 代表 屋和田 珠里
紹介議員	海 津 敦 子 国府田 久美子
請願の要旨	次 頁 の と お り
付託委員会	建 設 委 員 会

請願理由

文京区の「基本構想」は、「本区の目指すべき将来都市像を明らかにし、その実現に向けた、区政運営の理念を示す」とし、「基本構想を貫く理念」として「みんなが主役のまち」「『文の京』らしさのあふれるまち」「だれもがいきいきと暮らせるまち」の3つを挙げ、「将来都市像」として「歴史と文化と緑に育まれた、みんなが主役のまち『文の京』」を掲げています。

一方、文京区では令和2年3月、上記「基本構想」と、この「基本構想」を具体化する総合的な行財政計画である基本構想実施計画を一体化した「文の京」総合戦略を策定していますが、「戦略」はその言葉の意味通りあくまで具体的な「計画／手段」に過ぎず、文京区においては区としての「まちづくり」の定義も基本理念も定めておらず、上記3つの実現に必要な基本事項を定めることにより総合的・計画的なまちづくり行政を図り、もって文京区としての着実な推進に資することを目的とするような「まちづくり基本条例」がありません。

「文京区都市マスタープラン」が見直されること、新型コロナの「パンデミック」による危機後の新しい方向性を打ち出す必要もあり、文京区としての「まちづくり」の定義／基本理念をしっかりと定めた上で、これらと整合性の取れるよう既存の関連施策に“横串、を刺しつつ、文京区としての「まちづくり」の定義／基本理念に沿った形で一貫性のある独自施策も盛り込んだ「基本条例」が欠かせません。建築紛争に発展してしまうのを未然に防げるより効果的・効率的な仕組みづくりのみならず、閑静でみどり豊かな住環境を守る施策、子育て環境の向上に寄与する都市整備のあり方等も盛り込みながら、文京区の地の利や歴史を活かし、閑静な住環境を守るべき住宅地域と利便性を兼ね備えた商業地域でメリハリある都市整備を推進していくためにも下記を区長に働きかけていただきたく、貴議会に請願いたします。

注記) これまでも「まちづくり基本条例」の制定を求める「請願」をしていますが、「請願理由の中で特定の1件の建築紛争事例を強く強調」する形の中で、「このような事例の抑止にはまちづくり基本条例が効果的というようなこと」を主張したことはありません。建築紛争の抑止につながる施策を盛り込んだ「まちづくり基本条例」の制定を求めているものであり、「もっぱら紛争予防に特化したものというふうに解釈をするのが妥当」であるとする理事者の答弁は合理的裏付け根拠なき臆測に過ぎません。

請願事項

- 1 文京区としての「まちづくり」の定義と基本理念を定めた上で、「文京区都市マスタープラン」の見直しと併せ、新型コロナ危機を契機とした新しい都市計画の方向性も盛り込みつつ、令和以降の新時代に相応しい「文の京」まちづくり基本条例（仮称）を制定してください。

請 願 文 書 表

受理年月日 及び番号	令和3年5月28日 第6号
件 名	区の主なまちづくり関連の条例等において「文京区都市マスタープランの趣旨に整合するよう努めること」と明記することを求める請願
請 願 者	文京区千石四丁目 35 番 16 号 みんなでみんなのまちづくり 代表 屋和田 珠里
紹 介 議 員	海 津 敦 子 国府田 久美子
請願の要旨	次 頁 の と お り
付託委員会	建設委員会

請願理由

この請願は、建築紛争は防げずゼロにすることは難しいものでやむを得ないと諦めた上で、今の体制で十分に建築紛争に当たれているかどうかという視点で提出するものではありません。建築紛争をゼロにするためにすべきこと、万が一、建築紛争になってしまった場合でも深刻化させずに早期に収拾するためにすべきことを考える上でのスタート地点に立つ基本的準備として、まずは事業者において「文京区都市マスタープラン（都市マス）の趣旨に整合するよう努めること」を認識することが重要であり、そのことを文京区の主なまちづくり関連の条例等において明記することで、「都市マス」を熟読せずに建物を設計・建設する事業者がいないようにすることを目指した請願です。

なぜなら、民主主義というものは、双方が基本的な知識・認識を共有し、互譲の精神に立って主張することで成り立つものであり、どちらか一方において基本的な知識・認識を欠いて主張するだけでは意見の相違は埋まらず、平行線を辿るからです。

「都市マス」は、まさに「まちづくり」において事業者と地元区民が知悉しておくべき基本的な知識・認識であり、双方が知悉することで、まちづくりの基本方針に根差した意見の衝突を回避でき、権利関係のバッティングが起きても深刻化することを防ぎ、調整を容易にします。また、まちづくり関連の条例等に「都市マス」の「趣旨に整合するよう努めること」と明記してあれば、住環境課の窓口で担当者が「都市マス」の趣旨を踏まえるよう改めて話をする必要も減り、「都市マス」を所管する都市計画課の担当者を紹介し、詳しく説明をする手間も省けます。

そこで貴議会に下記を区長に働きかけていただくよう請願いたします。

請願事項

- 1 文京区中高層建築物の建築に係る紛争の予防と調整及び開発事業の周知に関する条例第4条の「当事者の責務」、文京区ワンルームマンション等の建築及び管理に関する条例第5条の「建築主等の責務」の中に、当事者あるいは建築主等は「文京区都市マスタープランの趣旨に整合するよう努める」といった趣旨の文言を明記してください。

請 願 文 書 表

受理年月日 及び番号	令和3年5月28日 第7号
件名	「中高層条例」と「ワンルームマンション条例」において、「説明会」の開催や終了に関する規定を事業者にとって分かりやすく、区民にとって理解しやすく、区にとって指導しやすくするよう改めたり、それらの目的を実現しやすくするために両条例に基づく「説明会」に関する「手引書」等を整えたりすることを求める請願
請願者	文京区千石四丁目35番16号 みんなでみんなのまちづくり 代表 屋和田 珠里
紹介議員	海津 敦子 国府田 久美子
請願の要旨	次頁のとおり
付託委員会	建設委員会

請願理由

文京区には「文京区中高層建築物の建築に係る紛争の予防と調整及び開発事業の周知に関する条例」や「文京区ワンルームマンション等の建築及び管理に関する条例」があり、「説明会」の開催について定めてあります。しかし、現在の規定は事業者側が一方的に説明すれば終了するかのようであり、結果として事業者側の一方的な押しつけの場となってしまうかねず、それも一因で建築紛争になる事態を招いています。

また、条例施行規則等で定める「説明すべき事項」は、あまりに大雑把で漠然としたものであり、それを説明すれば条例に基づく説明会は終了ということであるなら、説明会が住民の合意を得るということを目的にしているものではないにしても、あまりに地元区民の「知る権利」を蔑ろにしていると言わざるを得ません。小日向2丁目の「巨大ワンルームマンション」を例に取れば、説明会は2回しか行われず、建築紛争が尖鋭化した契機として、事業者側が第3回説明会の開催を告知しておきながら、正当な理由等を丁寧に説明することなく一方的に中止したことが挙げられます。

これは現在の両条例における「説明会」の規定が、事業者側の一方的な説明の押しつけを可能にする内容になっているからであり、本来の「説明会」の趣旨である相互理解を深め、相違点における歩み寄りを促す内容になっていないからに他なりません。

「説明会」は形式的に単に行えば済むというものではなく、「文の京」自治基本条例と両条例の全趣旨を踏まえれば、文京区においては「協働・協治」の理念のもとで、事業者側は地元住民の理解を得るべく真摯に誠実かつ誠意を込めて丁寧に分かりやすく説明することが求められ、特に地元区民の納得を得る努力を積み重ねる点が重要であり、それが本来の意味での「説明責任」でもあります。そこで、両条例における「説明会」の規定を改めるとともに、「説明会」に関わる手引書を整えるなど、事業者にとって分かりやすく、区民にとって理解しやすく、区にとって指導しやすくなるよう区長に働きかけていただきたく、貴議会に下記の請願をいたします。

請願事項

- 1 両条例における「説明会」の規定について、事業者側は「説明会」を通じて「隣接・近隣住民の了解が得られるよう努力するものとする」という努力義務規定を加え、事業者がこれまで以上に丁寧な対応を心がけることで紛争化を未然に防ぎ、区も一層の努力を事業者側に促せるようにしてください。
- 2 「説明会」は「建築確認申請等の提出前までに終える」という規定を加え、説明が不十分であるにも拘わらず工事を強行して地元区民との信頼関係を壊し、紛争が拗れたり尖鋭化したりするのを防げるようにしてください。
- 3 「説明会」に関わる手引書を新たに作成し、その中で①「説明会」の回数制限等はないこと、②「説明会」が終了したら「説明会」の記録及び近隣関係住民からの意見等に対する対応について整理し、確認申請を行う前に住環境課に提出すること——などを盛り込んでください。

請 願 文 書 表

受理年月日 及び番号	令和3年5月28日 第8号
件名	地域の区民が自主的に策定した「まちづくり憲章」や「まちづくり協定」等を、区として認定・登録する仕組みを整えるなど、区民の自発的・主体的な「まちづくり」の機運が途切れることなく醸成・促進し、きめ細かく後押しする仕組みを求める請願
請願者	文京区千石四丁目 35 番 16 号 みんなでみんなのまちづくり 代表 屋和田 珠里
紹介議員	海津 敦子 国府田 久美子
請願の要旨	次頁のとおり
付託委員会	建設委員会

請願理由

文京区では、区民が自発的に自分たちの地域の住環境を守るために「まちづくり協定」「まちづくり憲章」等を策定しても、世田谷区（注1）や目黒区（注2）のように、区がきめ細かく後押しする仕組みが文京区では充実していません。区内ではいくつかの地域で、世田谷区の「成城憲章」に倣った「まちづくり憲章」を作る動きがありますが、文京区にはこうした「憲章」を区が認定・登録するような制度がなく、「憲章」に基づくルールや協定等を地元区民が結んでも、現状では住民が勝手に作った、まさに「絵に描いた餅、に終わってしまい、たとえ地域でまちづくりの機運が出てきても、その機運を途切れることなく醸成し促す仕組みもありません。

こうした他区との違いを総合的・俯瞰的に見れば、文京区においてしっかりと支援を行える状況には全くなっておらず、文京区に合った支援のあり方の検討も含めて、地元区民の自発的なルールづくりをきめ細やかに後押しするという支援体制を整える必要があると考えます。また、地域の区民の合意形成が最優先であることは確かですが、区がそれをしっかりサポートする体制になっておらず、担当職員においても専門知識やノウハウの面で上記のまちづくり先進自治体に比べて大きく見劣りすると言わざるをえません。

「協働・協治」の理念に基づくまちづくりは、地元区民の自発的なルールづくりの機運を途切れることなく醸成し、促し、きめ細かく後押しすることを通じて実現していくことが理想であり、「だれもが住み続けたい」「住みたいと思える」まちをつくるためには地元区民の自発的な取り組みを大切にしつつ、区民任せで単に「待つ」のではなく、その思いと願いを区が汲み取り大切に育んでいくことが欠かせません。そこで区長に働きかけて頂きたく貴議会に下記の請願を致します。

請願事項

- 1 世田谷区の「成城憲章」のような地域のまちづくりの基本理念や基本方針等を「憲章」のような形で区民が策定した場合、区が一定の基準のもとで認定し、それを区に登録して区のホームページで公表するような仕組みを検討してください。
- 2 地域の区民が策定したまちづくりのルールや協定等について、区が一定基準の下で認定し、それを区に登録しホームページで公表する仕組みを検討してください。

注1) 世田谷区独自の仕組みとして、区民等が地域で定めた街づくりに関するルールを「区民街づくり協定」として区に届け出て、一定要件を満たせば「区民街づくり協定」として登録し、区は登録された「区民街づくり協定」を公表し、建築事業者等に対して窓口等で周知する制度があります。「成城憲章」もその1つとして登録されています。

注2) 目黒区には「目黒区地域街づくり条例」があり、区認定の「地域街づくり団体」が策定した「地域街づくり計画」や「地域街づくりルール」の認定制度を設けています。

請 願 文 書 表	
受理年月日 及び番号	令和3年5月28日 第9号
件 名	建設アスベスト被害の全面解決に向けて国に対し 意見書の提出を求める請願
請 願 者	文京区千駄木二丁目23番7号 東京土建一般労働組合文京支部 執行委員長 菅 原 学 外 1, 370人
紹 介 議 員	上 田 ゆきこ 田 中 和 子 海 津 敦 子 国府田 久美子
請願の要旨	次頁のとおり
付託委員会	建設委員会

請願理由

国は、建築物不燃化の一環として、アスベスト含有建材の使用を指定・促進してきました。アスベストの危険性は1960年代から知られていましたが、国内においては2004年に原則禁止されるまでアスベスト建材が使用されてきました。規制前に建てられた建築物等の解体工事は2028年頃にピークを迎えると予測されており、建築物の改修・解体工事に伴う粉じんの飛散により、建設業従事者や周辺住民は依然としてアスベスト曝露の危険にさらされています。


アスベスト疾患での労災認定件数は全国で毎年1000人を超えており、その6割近くを建設業従事者が占めています。またアスベストによる疾病は30年から40年という長期間が経過した後に発症することが多く、労災認定までに亡くなってしまう事例が多いのが実情です。

「建設アスベスト訴訟」はアスベストの危険性を知りながら建材を製造、販売し続けた建材製造企業と、規制を怠ってきた国に対し損害賠償を請求するものです。昨年12月に最高裁が国の上告を不受理とし、全国の建設アスベスト訴訟で初めて、国の責任が確定しました。これを受けて、同12月23日に田村憲久厚生労働大臣が原告に謝罪し、補償基金制度の創設にむけた協議の場を設ける意向を表明しました。2月18日には与党建設アスベスト対策プロジェクトチーム第1回会合が開催されています。2008年に東京地裁に提訴してから12年が経過し、多くのアスベスト被害者が命を落としています。被害者救済と、今後、新たな被害者を作らないため、アスベスト問題の全面解決に向けて、国会及び政府に対して意見書の提出を求めるものです。

以下の事項について、国会及び政府に対して意見書を提出してください。

請願事項

- 1 長い裁判によることなく、建設業従事者のアスベスト被害者とその遺族が早期に賠償を受けられる補償基金制度の創設を求めること。
- 2 今後、建設現場でのアスベストの飛散と曝露を徹底的に防止するため、法的措置を含めた抜本的対策を直ちに講じること。

請 願 文 書 表	
受理年月日 及び番号	令和3年5月28日 第10号
件 名	文京区ゼロカーボンシティ宣言に関する請願
請 願 者	
紹介議員	宮崎 こうき 海津 敦子
請願の要旨	次頁のとおり
付託委員会	建設委員会

請願理由

近年、酷暑や集中豪雨など気候変動の影響は身近な生活に及んでおり、世界全体が危機的状況になっています。2015年に合意されたパリ協定では、世界の気温上昇を1.5度に抑えることが目標として掲げられていますが、すでに約1.2度上昇しています。このような状況に対し、国内外の自治体や企業が、地域や自社で地球温暖化対策に取り組む動きが急速に変化しています。

2019年に「ゼロエミッション東京」を発表した東京都をはじめ、5月24日時点では、全国の389もの自治体が「2050年までに二酸化炭素排出実質ゼロ」を表明しています。また、菅総理は2020年10月26日の所信表明演説において、2050年までに温室効果ガス排出量を実質ゼロにすることを宣言しました。

文京区では、現在「地球温暖化対策地域推進計画」において温室効果ガスを2030年までに2013年比28%削減目標が掲げられるなどの取り組みが定められています。しかし、毎年の自然災害、猛暑により区民の生活が脅かされています。将来世代も含めた区民の生活をより発展させ未来を保障するために、ゼロカーボンシティ宣言を行うことを求めます。

つきましては、一層の気候変動対策に向けて、貴議会に対し、下記のとおりお願いいたします。

請願事項

- 1 2050年二酸化炭素排出実質ゼロ（ゼロカーボンシティ）を目指すと文京区長が表明することを文京区議会として求める。
- 2 2030年、2050年それぞれの目標達成に向けた具体的な気候変動対策の検討を行い、早急に実行することを文京区議会として区に求める。

請 願 文 書 表

受理年月日 及び番号	令和3年5月28日 第11号
件 名	東京独自の少人数学級の実現を求める請願
請 願 者	文京区本駒込五丁目15番12号 新日本婦人の会文京支部 支部長 小 竹 紘 子
紹 介 議 員	沢 田 けいじ 萬 立 幹 夫
請願の要旨	次頁のとおり
付託委員会	文教委員会

請願理由

東京都が、全国に先駆けて、すべての学校で少人数学級を実現させ、どの子ものびのびと安心して学べる環境をつくるために、2022年度の都の教育予算を大幅に増額することを求めます。

「ゆとりある教育を求める全国の教育条件を調べる会」の試算によると、東京都が、既存の活用可能な教員定数をすべて活用し、増学級による担任外教員も増員した場合、小・中学校全学年で「35人学級」を実現するためには、全都で新たに600名の教員増と約35億円の予算の増額が必要となります。都の予算の使い方を変えれば、当面の「35人学級」は速やかに実現が可能です。それに伴う教室不足と正規職員の確保のためには、小規模校の統廃合中止と新設校舎の建築、教職員定数の抜本的改善と労働条件の改善が急務です。

全国で自治体独自の少人数学級の実施が相次ぐなか、都としても独自措置をさらに拡充してください。当面は来年度の小学校3年生の35人学級の実施を見越して、下記のことを早急を実現することを都に要請してください。

請願事項

- 1 20人学級を展望し、都の責任で、小・中学校及び高校の全学年で、速やかに少人数学級を実現すること。
- 2 2022年度の国による小学校3年生の35人学級の実施を見越し、都は小学校4年生、中学校2年生も同時に少人数学級を実現できるよう予算化すること。

請 願 文 書 表	
受理年月日 及び番号	令和3年5月28日 第12号
件 名	「グリホサート農薬」の入っていない安心安全な学校給食の提供を求める請願
請 願 者	<div style="background-color: black; width: 100%; height: 1.2em; margin-bottom: 5px;"></div> <div style="background-color: black; width: 80%; height: 1.2em; margin-left: 10%; margin-bottom: 5px;"></div> <div style="background-color: black; width: 30%; height: 1.2em; margin-left: 35%;"></div>
紹介議員	沢 田 けいじ 関 川 けさ子
請願の要旨	次頁のとおり
付託委員会	文教委員会

請願理由

日本は遺伝子組み換え作物の許可数が世界一です。「遺伝子組み換えでない」の食品表示はごく一部にしかされていません。多くの加工食品には表示がないので、子ども達は気づかずに遺伝子組み換え作物を摂取しています。遺伝子組み換え作物は、残留する「グリホサート農薬」の危険性が問題になっています。

「グリホサート農薬」は遺伝子組み換え企業のモンサント社が開発し、「ラウンドアップ」の商品名で販売されています。2015年にWHO下部組織の国際がん研究機関は「グリホサートは人に対しておそらく発がん性がある」と発表しています。また、発がん性以外にも様々な危険性が指摘されています。

例えば、ラットを用いた実験では、安全とされる基準値以下の超低濃度でも長期間の摂取で脂肪肝が起きています。別の実験では、毒性は全く出ませんという無毒性量の半分を親ラットが摂取すると、摂取していない孫やひ孫に腫瘍や出生異常があらわれています。海外では33か国で「グリホサート農薬」の禁止や規制がされており、アメリカでは「グリホサート農薬」への曝露でがんを発症したとの訴訟が10万件起きています。危険性を指摘する研究論文は多数あり、現在でも毎月のように、様々な研究グループから発表され続けています。

国会でも取り上げられましたが、この「グリホサート農薬」が全国の学校給食のパンから検出されて問題になっています。パンの原料になる小麦は遺伝子組み換えではありませんが、輸入小麦は収穫前に「グリホサート農薬」が散布されています。農水省の検査では、アメリカ産小麦97%・カナダ産小麦100%から「グリホサート農薬」が検出されています。一方、国産小麦からは検出されていません。


文京区の学校給食のパンも輸入小麦が使用されています。学校給食のパンは残留農薬の多い2-3等級の小麦が多いとされています。しかし、文京区の学校給食では「グリホサート農薬」の残留農薬検査が行われていないので実態がわかりません。子どもは免疫が出来上がっておらず、大人に比べて受ける影響は深刻です。

そのため、下記の事項について、区に働きかけて頂きたい、貴議会にお願いいたします。

請願事項

- 1 安全とされる基準値以下でも様々な危険性が指摘され、海外の多くの国で禁止や規制が進む「グリホサート農薬」が輸入小麦から検出されています。安全性に疑いがあるものは使用しないという予防原則に基づき、輸入小麦を文京区の学校給食のパンや麺に使用するのを止めて、国産小麦・有機小麦または米飯に切り替えてください。
- 2 文京区の学校給食における「グリホサート農薬」の残留実態を把握するため、食材を使った後に、「グリホサート農薬」の数値測定をすることを検討してください。

請 願 文 書 表

受理年月日 及び番号	令和3年5月28日 第13号
件名	LINE株式会社に対して、「18歳未満の子供がLINEを安全に安心して利用できるように環境を整備する事」を要望するように区に働きかけることを求める 請願
請願者	
紹介議員	沢田 けいじ 品田 ひでこ 萬立 幹夫
請願の要旨	次頁のとおり
付託委員会	文教委員会

請願理由

文京区をはじめとする自治体は、LINE の活用で区民サービスの向上を目指しています。一方 LINE は、有害サイトを制限するフィルタリングがかからない事から、未成年である子供は環境整備がされていない無法地帯の状況で利用しており、危険にさらされている事が深刻な問題となっています。LINE を積極的に活用する文京区として、LINE 株式会社に対して子供が安全に安心して利用できる環境整備の改善を求める事を願っています。

小中学生のスマホ所有率が急激に増加傾向にあります。その多くの理由は「LINE の利用」となっています。LINE は障がいのある子供にとっても有効で使いやすく、子供は LINE を通して友達との繋がりをはじめ、家族間、部活動や習い事の連絡等にも活用しています。そして東京都では子供の心の相談にも LINE を活用し、文京区の子供も利用しています。子供が抱える、いじめ、LGBT、両親の離婚、虐待といった様々な事を相談しやすい LINE 相談は、子供の心の拠り所にもなっています。この様に、もはや LINE は子供にとって必須コミュニケーションツールで生命線となっており、LINE から子供を切り離す事が難しい現状となっています。

18 歳以下の子供にスマホを持たせる場合には「青少年インターネット環境整備法」でフィルタリングの導入が義務付けられています。しかし、LINE においては、スマホにフィルタリングをかけても LINE 内ではフィルタリングが無効となり、子供はアダルト広告や過激な内容の投稿等を閲覧する事ができます。出会い系サイトに誘導する為に接触してくる事業者もあり、そこにはまり込む子供もいます。更には未熟な子供が、過剰なアダルトサイトで影響を受け、子供自身が加害者になってしまう危険性を想定しなければなりません。「LINE にフィルタリングが効かない」という現状を変えない限り、子供が犯罪に巻き込まれないように防ぐのは困難であり、この問題を放置しておけません。

現状では、LINE を利用する子供が増える事は、危険に身を置く子供も増える事を意味します。子供が安全に安心して利用できる LINE 環境の整備は不可欠であり、その為には LINE を事業で利用する自治体が尽力する事は、責務でもあると考えます。

請願事項

- 1 LINE を活用する文京区として、LINE 株式会社に対して「18 歳未満の子供が LINE を安全に安心して利用できるように環境を整備する事」を要望するように、文京区に求めて下さい。